

人口減少時代の地方自治制度



経営情報学科

小西 敦

(本研究内容についてご興味のある方は、地域・産学連携推進室までご連絡ください。)
TEL : 054-264-5124 E-Mail : renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp

キーワード

地方自治法, 人口減少, 地方行財政制度, 市, 町村, 指定都市, 要件



市になるために必要な人口は何人でしょうか？

現在の地方自治法8条1項の基準では、「5万人」です。

ところが、下図で示されているように、「2020年国勢調査速報値」によれば、人口3万～5万未満の市が178、3万未満の市が112と合計290もあり、全793市（東京23区を1市としてカウント）の3分の1以上が、この基準を満たしていません。

これはなぜでしょうか？

実は、地方自治法8条1項は、「市となるべき普通地方公共団体は、・・・要件を具えていなければならない」と規定し、この規定は、「市となるとき」の要件を定め、「市である」要件を定めてはいない、と解されています。

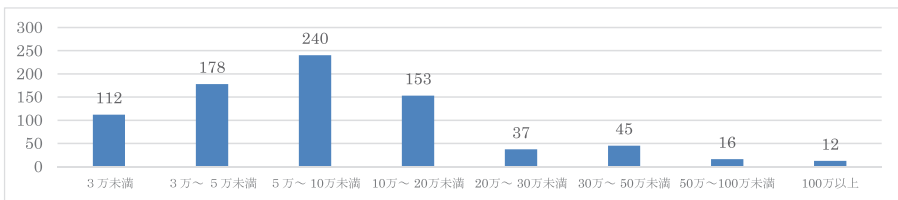
指定都市については、どうでしょうか？

静岡市の人口は、「2020年国勢調査速報値」で、69万3,759人となり、指定都市になるときに目安とされた70万人を割り込みました。ただし、指定都市については、「政令で指定する人口50万以上の市」（地方自治法252条の19）とされていますので、少なくとも、法律上は、当面、問題はなさそうです。

しかしながら、上記の市の要件のように、人口減少社会において、その適否を考えなければいけない地方行財政度は、いろいろありそうです。

例えば、そもそも、市や町村の区分の意味はどのようなものでしょうか？

こうしたことを、日々、研究しています（下記の著作・論文をご参照ください）。



アピールポイント

『地方自治法改正史』信山社、全704頁、2014年
「市の要件規定の意義—規定の変遷とその適用状況から」『行政法研究』28号1-89頁、2019年
「市と町：効果のちがいは何か」『政策科学』27巻3号29～47頁、2020年